二　当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会　当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。）、第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第十六号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

4　前項の規定により記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。

第二十五条第二号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改める。

第二十六条第一項に次の四号を加える。

六　第二十二条の二第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

七　第六十九条の二第五項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

八　第七十条第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

九　第七十条第五項の規定により通知した内容を記録した書面

第三十三条中「、「個人型年金規約」を「個人型年金規約」と、「当該企業型年金」とあるのは「当該個人型年金」に改める。

第三十八条を次のように改める。

**第三十八条**　削除

第三十九条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　法第六十二条第一項第三号に掲げる者にあっては、掛金納付の方法

第三十九条第二項第二号ハ中「にあっては申出者が」を「にあっては申出者に係る」に、「資格を有しておらず、かつ、第三十八条各号に掲げるものでないこと」を「資格の有無（企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第七条第一項第二号に規定する個人型年金同時加入可能者又は令第十一条第一号に規定する個人型年金同時加入制限者のいずれに該当するかの別を含む。）」に改め、同号ニ中「、申出者が」を「、申出者に係る」に、「資格を有していないこと」を「資格の有無」に改め、同号ホ中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第七号」に、「、申出者が」を「、申出者に係る」に、「資格を有しないこと」を「資格の有無」に改め、同号ヘ中「第十四条第一項各号に掲げる」を「第十四条第一項に規定する」に、「、申出者が」を「、申出者に係る」に、「資格を有しないこと」を「資格の有無」に改め、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト　申出者が石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第六条に規定する事業主に使用される者であるときは、申出者に係る石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員の資格の有無についての事業主の証明書

第四十五条第一項中「第二号加入者」の下に「（個人型年金加入者であって、法第六十二条第一項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）」を加え、「の取得」を削り、同項に次の一号を加える。

五　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

第四十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第二号加入者は、前項各号に掲げる資格を取得したとき又は喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二　取得又は喪失した当該資格の名称

三　当該資格を取得又は喪失した年月日

第四十八条第一項各号列記以外の部分中「国民年金法第七条第一項に規定する第一号被保険者（以下「第一号被保険者」という。）」を「第二号被保険者又は第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。）」に、「第二号被保険者」を「第一号被保険者（同項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

第四十八条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　付加保険料を納付する者として機構に申し出た場合にあっては、その旨

第四十八条第二項各号列記以外の部分中「第二号被保険者」を「第一号被保険者又は第三号被保険者」に、「第一号被保険者」を「第二号被保険者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　掛金納付の方法

第四十八条第二項第三号を削り、同項第四号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一号被保険者又は第二号被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　前項第一号に掲げる事項

二　前号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

第五十五条に次の二号を加える。

八　第七十条第四項の規定により提供された記録の内容

九　第七十条第五項の規定により通知された内容

第五十六条第一項各号列記以外の部分中「事項は、」の下に「当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る」を加え、同項第三号中「個人型年金加入者等が、企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等であった」を「法第四章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われた」に改め、「年月日」の下に「並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項」を加え、同項第十一号を削り、同項第十二号中「算入された期間」の下に「並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項に次の三号を加える。

十四　第五十九条において準用する第二十二条の二第四項の規定により提供された記録の内容

十五　第七十条第四項の規定により提供された記録の内容

十六　第七十条第五項の規定により通知された内容

第五十九条第一項中「個人型年金年金加入者」を「個人型年金加入者」に改め、「個人型年金規約」と」の下に「「第十五条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第五十六条第一項第二号及び第三号」と、第二十二条の二中「企業型記録関連運営管理機関等に」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関に」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連運営管理機関等が」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関が」と、「企業型記録関連運営管理機関等は」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関は」と、「企業型記録関連運営管理機関等以外」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関以外」と」を加える。

第六十二条第二項中「法」という。）」を「法」に改める。

第六十九条第一項中「受給権者」を「企業型年金運用指図者であって当該企業型年金に個人別管理資産があるもの」に、「受給権を裁定した者」を「企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等」に改め、同項第二号中「個人型年金加入者が死亡した場合にあっては、」を削り、同条第二項中「個